

## あなたの身の回りでも… マイナンバーカードでできること

### #1 本人確認書類として使える

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も1枚で確認できます。他にも、会員登録やライブ会場の入場などに幅広く使えます。



### #2 コンビニで各種証明書を取得できる

全国のコンビニエンスストアで住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。市役所の窓口より50円お得に取得できます。



### #3 健康保険証として使える

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定検診情報などが確認できます。



### #4 給付金の受け取りがスマートに

公金受取口座を登録することで、今後、給付金などを申請するときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



### #5 オンラインで行政手続き

自宅のパソコンやスマートフォンから、確定申告や子育てに関する手続きなどが便利に行えます。



### #6 コロナワクチン証明書としても

新型コロナウイルスワクチン接種証明書をスマートフォンアプリで取得。アプリを起動すれば、いつでも表示できます。



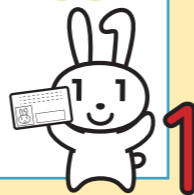
### #7 図書館で本を借りられる

西脇市図書館で本を借りることができます。マイナンバーカード連携登録をされた方は、図書の出し入れ上限数が5冊増え、25冊となります。



### #8 運転免許証として使える

マイナンバーカードに運転免許証の情報が記録できるようになります。住所変更などがあったときも、警察への手続きが不要となる予定です。



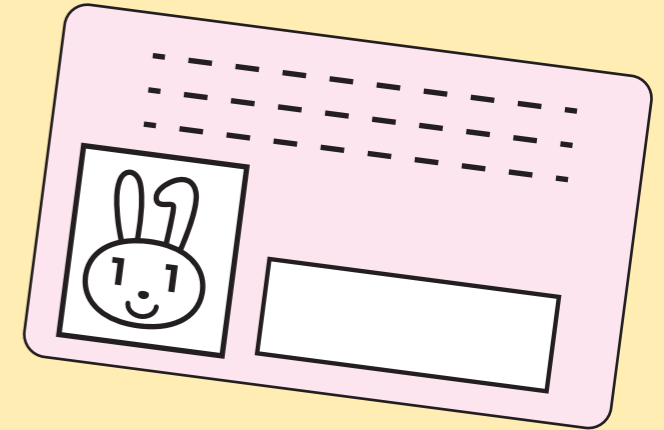
令和6年度  
実施予定

もう持っている？

# マイナンバーカード

マイナンバーカードは、本人確認書類として利用できるほか、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書を利用することで、さまざまなサービスを受けることができます。今後、ますます利用の幅が広がるマイナンバーカードをあなたも作りませんか。

▶問合せ 戸籍住民課（市役所内線1042）



### マイナンバーって？

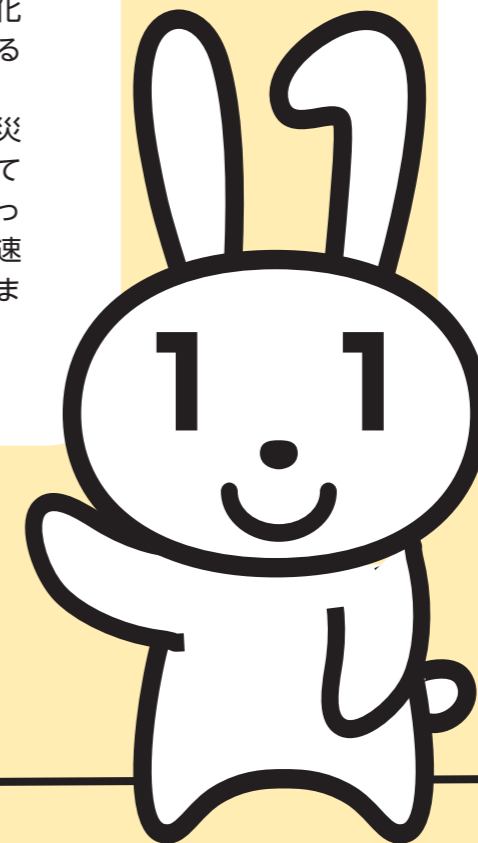
日本に住民票がある全ての人に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化や皆さんの利便性を高める制度です。

現在、社会保障、税、災害対策の分野で使用されており、マイナンバーによって個人の特定を確実に迅速に行うことが可能になりました。

### マイナンバーカードって？

マイナンバー（個人番号）が記載されたプラスチック製のICチップ付きカード。券面には、氏名、住所、生年月日、顔写真などが表示されています。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、さまざまなサービスにも利用できます。



# マイナポイントをもらおう

マイナンバーカード取得者を対象にした国の「マイナポイント第2弾」が始まっています。3つのキャンペーンがあり、全てに申し込むと1人最大2万円分のマイナポイントを受け取ることができます。スマートフォンやパソコン、マイナポイント手続きスポットで申請してください。



3つの  
キャンペーンで

## 最大2万円分のマイナポイントがもらえる

### カードの新規取得等(※)

最大5千円分のポイント

選択した決済サービスでチャージ（入金）または買い物すると、金額の25%（上限5千円）のポイントを受け取れます。

### 健康保険証の利用登録

7,500円分のポイント

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すると、7,500円分のポイントを受け取れます。

### 公金受取口座の登録

7,500円分のポイント

公金を受け取るための口座として預貯金口座を登録すると、7,500円分のポイントを受け取れます。

※マイナポイント第1弾に申し込んでいない方が対象です。  
「健康保険証の利用登録」と「公金受取口座の登録」は、マイナポイント第1弾を申し込まれた方も対象となります。

## スマートフォンでの マイナポイント手続き方法

STEP 1  
マイナポイントアプリを起動

STEP 2  
申し込むキャンペーンを全て選択

STEP 3  
ポイントを受け取る決済サービスを選択

マイナポイントアプリの  
ダウンロードはこちらから

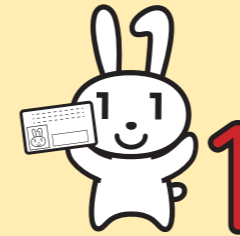


## マイナポイント 手続きスポット

市役所や郵便局、コンビニエンスストアなど、マイナポイントの申し込み手続きが安全、安心にできる場所です。自宅での手続きができない場合などにご利用ください。  
マイナポイント手続きスポットはQRコードから確認できます。



# マイナンバーカードをつくらう



マイナンバーカードの申請がまだの方に、順次、国からマイナンバーカードの申請書が送られています。スマートフォンやパソコン、サポート窓口など、あなたに合った方法で申請しましょう。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



## 3STEPで オンライン申請

- 1 顔写真を撮影**  
スマートフォンのカメラなどで顔写真を撮影してください。
- 2 必要事項を入力**  
申請サイトで必要事項を入力し、顔写真を登録してください。
- 3 カードの受け取り**  
お知らせがきが届いたら、戸籍住民課にお越しください。

## オンラインでも サポート窓口

申し込み用の写真撮影と、申請用紙の書き方などをサポートします。  
▶とき 午前9時～午後5時  
▶ところ 市民交流施設オリナスラウンジ

姉妹で申請！  
意外と簡単でした



## 出張その1 申請サポート窓口

市内各所で申請サポート窓口を開設し、申請をお手伝いします。マイナンバーカードの申請を希望する方は、ぜひご利用ください。

### ▶申請サポート窓口

とき	ところ
8月13日(土)	芳田の里ふれあい館
8月20日(土)	センティア西脇
8月21日(日)	茜が丘複合施設みらいえ
8月27日(土)	大野隣保館
9月3日(土)	サンパル日野
9月10日(土)	こみせん比也野
9月17日(土)	黒っこプラザ

※時間はいずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時30分  
※マイナポイントの手続き支援はしていませんので、ご注意ください。

## 出張その2 訪問申請受け付け

公民館や自宅、会社などの希望場所に市職員が訪問し、申請書類の書き方や写真撮影などを支援します。おおむね3人以上の希望者が集まると対応できます。代表の方が下記へ連絡してください。

できあがったマイナンバーカードは、ご自宅へ本人限定受け取り郵便または書留郵便でお届けします。

▶申込み 戸籍住民課（市役所内線1042）

### ⚠ 5月14日以降に申請をした方へ

国は5月13日（金）現在のマイナンバーカードの取得状態をもとに、申請書を送付しています。すでに申請がお済みの方は、申請書が届いても、申請する必要はありませんので、ご注意ください。

## 新型コロナワクチン 4回目接種のお知らせ

対象者

- ・60歳以上の方
- ・基礎疾患がある方（18歳以上）
- ・新型コロナの重症化リスクが高いと医師が認める方（18歳以上）
- ・医療従事者等（18歳以上）

接種券、基礎疾患がある方などは連絡を

60歳以上の方または、**コールセンターへ連絡いただいた基礎疾患がある方**などに3回目の接種から5ヵ月が経過する2週間前をめどに、接種券をお送りします。

### 8月の集団接種予定

8月の集団接種は接種日を追加し、下記の日程の午後1時30分から旧西脇市民会館で実施します。使用するワクチンは武田/モデルナ社製です。

**8/4(木) 6(土) 20(土) 27(土)**

### 個別医院での接種は随時実施

個別医院では、3回目（12歳以上）、4回目の接種や、小児（5～11歳）対象の接種を行っています。

実施する日時や病院などについては、予約コールセンターへお問い合わせいただくか、予約サイトでご確認ください。

最新情報はホームページで



市ホームページ

予約コールセンター

☎22-3300 FAX22-3310  
(午前9時～午後5時) (受け付けは24時間)

※7月21日(木)現在。状況により変更することがあります。

## 国民健康保険 医療費は限度額まで

限度額適用認定証等の手続きを

国民健康保険（国保）では加入者の年齢や世帯の所得に応じて、1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています。

医療費が高額になりそうなときは、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関などの窓口で被保険者証と一緒に提示すると、支払いが限度額までとなります（食事代や部屋代は含みません）。

有効期限が令和4年7月31日の認定証をお持ちの方は、更新手続きをお願いします。

### ◆対象

- ・70歳未満の国保加入者で国保税の滞納がない世帯の方
- ・70～74歳の国保加入者で、所得区分が  
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）  
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）  
低所得者Ⅰ（世帯主と国保加入者全員が住民税非課税世帯で各所得が0円の方）  
低所得者Ⅱ（世帯主と国保加入者全員が住民税非課税世帯の方）の方

### ◆申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・世帯主と対象者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・市役所で手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

### ◆注意事項

- ①「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請した月の1日から有効です。
- ②所得区分で、住民税非課税世帯の方や「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」の世帯の方には、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。事前に申請が必要です。
- ③所得区分の判定には、世帯主と世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。

### ◆問合せ

保険医療課（市役所内線 1061・1063）

もう持っている？  
マイナンバーカード

## マイナンバーカードやマイナポイントについて あなたの疑問にお答えします



Q/ マイナンバーカードはいつ申請したらいいですか？

A/ **今がオススメです**  
最大2万円分のマイナポイントをもらうためには、9月末までにマイナンバーカードを申請する必要があります。

Q/ マイナンバーカードは本当に安全ですか？

A/ **さまざまな安全対策をしています**  
盗難、紛失の場合は、24時間、365日体制で一時利用停止ができます。また、カード自体に税や年金などの個人情報は記録されていません。不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れるようになっていますので安心です。

Q/ 公金受取口座とはなんですか？

A/ **給付金を受け取る口座です**  
登録しておくことで、今後、給付金の申請手続きの際に、口座情報の記載や、通帳の写しなどの添付が不要になります。

Q/ 預貯金額や医療履歴などが国に監視されるのですか？

A/ **個人情報を監視する仕組みではありません。**  
マイナンバー制度は、手続きを受け付ける行政職員のみ、必要な情報に限定してアクセスすることが許されています。



Q/ マイナポイントはどこで使えますか？

A/ **選択した決済サービスが使えるお店です**  
マイナポイントは、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしてもらえます。対応するお店で、お使いください。

Q/ マイナポイントは先着順ですか？

A/ **先着順ではありません**  
マイナポイントの申込期限は令和5年2月末です。期限内にお申し込みください。